横浜公共職業安定所における個人情報漏えい事案について

神奈川労働局(局長藤枝茂)は、横浜公共職業安定所(以下「横浜所」という。)において発生した個人情報の漏えい事案について、以下のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

1 事案の概要

学校見学会の開催にあたり、担当職員が参加予定の事業所担当者とのメールのやり取りについて、学校見学会実施先の学校担当教諭 2 名へメールを転送した。その際、参加予定事業所担当者の事業所名及び名字・メールアドレスが漏えいした。また、参加予定事業所担当者とのメール内容及び学校の担当教諭とのメール内容について、自所の別の職員と情報共有するためメールを転送した。その際、本来の宛先の職員と名字が同じ別人(部外者)へ転送したことから、一連の内容が全て届いてしまい、3件のメールアドレスと当該メールアドレスの使用者氏名が漏えいした。

2 漏えいした個人情報

- (1) 学校見学会に参加予定の事業所名、事業所担当者1名の名字・メールアドレス
 - (2) 学校見学会実施先の学校名、担当教諭2名の氏名・メールアドレス

3 事実経過

(1) 令和7年2月17日(月)

職員Aが参加予定である事業所担当者Eと学校見学会での途中退出の是非についてメールでやり取りを行った。

(2) 同日

学校見学会実施先の担当教諭であるC教諭とCC(カーボンコピー)でD教諭に、事前情報として上記(1)のメール内容を職員Aが情報提供し、事業所担当者Eの名字・メールアドレスを漏えいした。

(3) 令和7年2月18日(火)

学校のC教諭より、見学会当日に使用する資料が職員Aあてメールで提供された。

(4) 同日

上記 (1) ~ (3) のやり取りを職員Aが同部門内の職員Bと共有するため、上記 (3) のメールを転送する際に、検索して出てきた名字だけで判断して宛名を選択し、過去にメール送信歴のある職員Bと同じ名字の部外者Fへメールを転送したことで、一連の個人情報を漏えいした。

(5) 同日

部外者Fから職員Aに電話でメールの誤送信に関する問い合わせがあり、メールの誤送信について謝罪した。この際、送信したメール本文の内容に個人情報が無いと誤認したため、誤送信した職員Aは、本事案に関し個人情報漏えいであると判断せず、上長への報告を怠った。

(6) 令和7年3月6日(木)

職員Aの上司である雇用開発部長Gが組織メールの送受信について点検したところ、メールの誤送信があったこと、誤送信メールに個人情報(氏名及びメールアドレス等)が含まれていたことが発覚。

(7) 令和7年3月7日(金)

雇用開発部長Gより、事業所担当者Eへ謝罪の連絡を入れるが、不在であったため後日改めて連絡を取ることにした。学校の担当教諭のC教諭及びD教諭についても、謝罪の連絡を入れるが、不在であったため後日改めて連絡を取ることとした。

(8) 令和7年3月10日(月)

雇用開発部長Gより、事業所担当者Eへ連絡を入れ、謝罪して了承を得た。学校担当教諭のC教諭及びD教諭へ連絡を入れ、謝罪して了承を得た。併せて、両名に誤送信メールの削除を依頼し、削除したことを確認した。

(9) 令和7年3月11日(火)

雇用開発部長Gより、部外者Fへ謝罪と誤送信メール削除依頼の連絡を数回 入れるが、電話がつながらず改めて連絡を取ることとした。

(10) 令和7年3月12日(水)

雇用開発部長Gより、部外者Fへ謝罪と誤送信メール削除依頼の連絡を数回 入れるが、電話がつながらず改めて連絡を取ることとした。

(11) 令和7年3月13日(木)

雇用開発部長Gより、部外者Fへ連絡し、謝罪して了承を得るとともに、誤送信メールが削除済であることを確認した。

4 発生原因

- (1) 個人情報の範囲について職員の認識が不足していた。
- (2)返信メールを使用しない場合は、メールアドレス入力後、入力ミス・選択 ミスをしていないか複数人により確認する基本動作を怠った。

5 再発防止対策

【横浜所の取組み】

- (1) 令和7年3月6日(木) 11 時に、事案発生部門において、雇用開発部長から同部門の全職員及び全相談員へ、メール転送時のリスクの説明と目視による宛名のダブルチェックの実施を徹底するよう指示し、併せて、事案発生時に上長に対して速やかに報告することを指示。
- (2) 令和7年3月6日(木)14時に、緊急幹部会議を開催し、所長より部長・ 課長・統括官を通じて所属の全職員・全相談員へ内部・外部を問わずメール 転送時のリスクについて注意喚起を指示。
- (3) 雇用開発部長より、担当所掌部門の全職員及び全相談員に対し、改めて事案の周知と注意喚起を実施。
- (4)管理部長より、所属の全職員及び全相談員に事案の周知及び注意喚起と併せて、「個人情報保護に関する研修テキスト」の緊急自主点検の実施を指示。
- (5) 令和7年3月7日(金) 9時に、所長から「【重要】横浜所における個人情報漏えい事案について」を全職員及び全相談員に本事案を周知するとともに、メール誤送信防止に係る注意喚起として(TO、CC、BCC)機能の違いに加え、メール転送時のリスクについて、メールで周知し再発防止の徹底を図った。

【神奈川労働局の取組み】

- (1)令和7年3月7日(金)に、職業対策課長より全所属長あてメールにて事 案の概要共有及び緊急幹部会議の開催と併せて、個人情報漏えい防止の徹 底について注意喚起するよう指示した。
- (2) 同日に、職業安定部より全所属長あて職業安定部長事務連絡を発出し、個人情報漏えい事案に係る注意喚起及び再発防止の徹底を指示した。
- (3)同日に、総務部総務課より、全所属長あて注意喚起及びメール送信時のチェックポイントを配布し、その取扱いの徹底を指示した。

【担当】神奈川労働局 職業安定部職業対策課長 髙橋 秀樹課長補佐 佐藤 貴紀(電話)045-650-2801